

社団法人北海道建築士事務所協会 定款

	昭和 27年 5月 28日
改正	昭和 59年 2月 25日
＃	平成 2年 2月 27日
＃	平成 3年 2月 27日
＃	平成 8年 2月 27日
＃	平成 12年 2月 28日
＃	平成 15年 12月 15日
＃	平成 17年 3月 9日
＃	平成 20年 3月 13日

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、社団法人北海道建築士事務所協会と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化、その他の建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務
- (2) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- (3) 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- (4) 建築士法に基づき、北海道知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
- (5) 建築士法に基づく、登録講習機関からの受託業務
- (6) 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務

- (7) 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との交流
 - (8) 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査・研究・広報業務
 - (9) 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布
 - (10) その他目的を達成するために必要な事業
- (事務所)

第4条 本会は事務所を北海道札幌市中央区大通西5丁目におく。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 建築士法に基づき北海道知事又は北海道知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項第一号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者は、正会員とみなす。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会金及び会費を添えて入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 第1項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、未納会費を完納の上、退会届を会長に提出し退会届が受理されたとき退会することができる。

2 会員が、次の各号の1に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 建築士事務所登録の抹消又は解散したとき。
- (3) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産宣告をうけたとき。

(除名)

第8条 会長は、会員が次の各号の1に該当したときは、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合において、当該会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は秩序を乱したとき。

(会費)

第9条 会員は総会において別に定める会費を年度当初又は入会時に納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(報告)

第11条 会員は事務所の所在地、名称及び構成員に変更のあったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副 会 長 7名

支 部 長 19名

専務理事 1名

理 事 30名以上40名以内（会長、副会長、支部長及び専務理事を含む。）

監 事 3名

2 監事は他の役員を兼ねることができない。

(役員を選任)

第13条 理事、監事及び専務理事は総会において正会員の中から選出する。ただし、

支部長は、会長が当該支部から推薦された者を指名し、総会の承認を得て選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、専務理事は正会員以外から選出することができる。
また、監事のうち1名は正会員以外から選出するものとする。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了後においてもその後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。その職務を辞任した場合においても同様とする。

(顧問及び相談役)

第15条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べる。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 支部長は、支部を代表し、支部の会務を掌理する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会において会務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(解任)

第17条 役員が、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合において、当該役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)の補欠選任)

第18条 役員に欠員が生じたときは、第13条の規定により選任するものとする。

第4章 会 議

(種別)

第19条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年2回会計年度開始前2ヶ月以内及び会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 民法第59条第4号の規定に基づいて監事が召集したとき。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第23条 会議は、第22条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議の構成員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は総正会員の2分の1以上、理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決及び表決委任者を含む。)
- (4) 議案
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席正会員又は出席理事の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上がこれに署名捺印するものとする。

第5章 委員会

(委員会)

第29条 本会に会務運営並びに第3条の事業遂行のため、必要な委員会を設ける。

- 2 委員会の設置又は廃止は理事会で決める。
- 3 委員会の構成委員は会長が委嘱する。この場合において、必要に応じて会員以外の者を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6章 支部

(支部設置)

第30条 本会は、理事会の議決を経て、区域を定めて支部をおくことができる。

- 2 前項の区域内に建築士事務所を有する会員はその支部に所属する。

(支部事業)

第31条 支部は、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(副支部長)

第32条 支部に副支部長若干名をおく。

- 2 副支部長は、別に定める支部総会の議決を経て支部長が委嘱する。
- 3 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指定した順序によってその職務を代行する。

(報告)

第33条 支部長は、支部総会終了後、次の各号に掲げる事項を会長に報告しなければならない。

- (1) 支部役員及び構成員名簿

- (2) 支部の事業報告及び収支決算
- (3) 支部の事業計画及び予算
- (4) 前各号の他会長が必要と認める事項

(支部助成金)

第34条 第31条に規定する支部事業を助成するため事業計画に基づき、理事会の承認を得て支部助成金を交付することができる。

(支部の組織及び運営)

第35条 支部の組織及び運営に関する事項は理事会の承認を得て会長が定める。

第7章 事務局

(事務局)

第36条 本会に会務を処理するため事務局をおく。

2 事務局に次の職員をおき会長が任免する。

事務局長 1名

事務局員 若干名

3 事務局長は事務を総理し、事務局員は事務局長の命をうけて庶務に従事する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 本会の資産は会長が管理する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第40条 本会の収支予算は、年度開始前に理事会の議決を経て総会の議決により定め、収支決算は年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第43条 本会は民法68条第1項第二号から第四号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決により解散するときは、総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 3 解散後の残余財産は、総正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、知事の許可を得て類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第10章 補 則

(規則)

第44条 この定款の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

社団法人 北海道建築士事務所協会 規則

	昭和59年 6月27日
改正	昭和61年 4月 1日
〃	昭和63年 6月17日
〃	平成 8年 2月27日
〃	平成12年 2月27日
〃	平成13年 3月 9日
〃	平成13年12月26日
〃	平成16年 3月12日
〃	平成17年12月16日
〃	平成20年 3月13日
〃	平成20年12月12日
〃	平成21年12月11日
〃	平成22年 3月12日

定款第44条の規定によりこの規則を定める。

第1章 会員及び会費

(入会)

第1条 入会申込書は、第1号様式による。

2 入会申込書を受けた支部長は、速やかに入会申込書の写しを添えて会長に報告しなければならない。

3 会員及び賛助会員に、それぞれ第2号様式、第3号様式による会員章を交付しなければならない。

4 前項に規定する会員章は、支部長が交付する。

(退会)

第2条 退会届は、第4号様式による。

(懲戒)

第3条 懲戒は、文書注意、会員の資格停止、退会勧告及び除名とする。

2 会員を懲戒しようとするときは、会長が倫理委員会に調査させる。

3 倫理委員会は調査結果を会長に報告し、文書注意、会員の資格停止及び退会勧告については理事会が議決し、除名の決議については定款第8条による。

(権利の停止及びみなし退会)

第4条 定款第9条に定める会費の納入を督促し、なお納入されなかった場合、納入されなかった年度の翌年度に会費が納入されるまでの間は会員としての権利を停止することができる。なお、権利を停止する場合にあっては、当該会員にその旨通知しなければならない。

2 前項の通知の日が属する年度内に会費の納入がない場合は、その年度において退会したものとみなす。

3 第1項の通知は、支部長からの報告に基づき会長が行う。

(入会金及び会費)

第5条 定款第6条及び第9条に規定する入会金及び会費の額等は、別表第1による。ただし、前年度に「管理建築士講習」を受講した会員の会費の額は、別表第5による。

第2章 会 議

(会議の種類)

第6条 会議は、定款第4章第19条の規定による会議のほか、次の会議とする。

(1) 会長・副会長会議

(2) 支部事務局長会議

(3) 前各号のほか業務運営及び事業実施のため必要な会議

(会議の構成及び開催等)

第7条 前条の会議は、次の各項の定めるところにより開催し、会長が召集する。

2 会長・副会長会議は、会長及び副会長で構成し、毎年3回の定例会のほか必要に応じ臨時会を開催するものとし、次の事項について審議する。

(1) 理事会に附議すべき事項

(2) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項

(3) その他会長が必要と認める事項

3 支部事務局長会議は、各支部の事務局長で構成し、毎年1回のほか必要に応じ臨時会を開催するものとし、次の事項を審議する。

(1) 本部及び支部の事業に関する事

(2) 本部及び支部の収支経理に関する事項

(3) その他会長が必要と認める事項

4 前各項の会議には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

第3章 委員会

(委員会の種類及び業務)

第8条 定款第29条に規定する委員会は、次のとおりとし、担当業務は別表第2とする。

- (1) 総務委員会
- (2) 業務・技術委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 教育・情報委員会
- (5) 指導委員会
- (6) 倫理委員会
- (7) IT委員会

2 委員長は、会長に諮り担当業務に関わる特定業務を専掌する専門委員会等を設けることができる。

(委員会の構成)

第9条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名(理事とする。)
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 5名以内(必要あるときは、5名以上委嘱することができる。)

2 各委員会の構成委員(委員長、副委員長を含む。)は、前項第3号の括弧書きを除き、原則として別表第3によるものとする。

(委員の職務)

第10条 委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 会長の承認を得て委員会を開催し、会議の運営に当たる。
- (2) 副委員長 委員長事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(委員等の旅費)

第11条 委員会に出席した委員には、役員等旅費規程を適用する。

2 委員以外の会員及び会員以外の者が委員会に出席したときの旅費は、委員長と協議して会長が定める。

第4章 支部

(名称及び所管区域)

第12条 支部の名称及び所管区域は、別表第4による。

(総会、理事会)

第13条 総会及び理事会は、定款第4章に準拠して開催するものとする。

2 前項の準拠規定において、定款第4章の各条文中「定款」及び「会長」を「支部規約」及び「支部長」にそれぞれ読み替える。

(役員)

第14条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(委員会の設置)

第15条 支部に会務運営並びに事業遂行のため、必要な委員会を設置する。

2 委員会の設置又は廃止は、理事会で決める。

3 第1項の委員会の種類及び担当業務は、第3章第8条の規定に準拠するものとし、これにより難しいときは、支部の実情に応じ原則として2以上の委員会を設ける。

(事務局)

第16条 支部に定款第36条に準拠して事務局を置く。

(報告)

第17条 定款第33条第4号に規定する会長が必要と認める事項は、次のものとする。

- (1) 事務局の所在地
- (2) 事務局長及び事務局職員氏名

(本部会費の納入)

第18条 第5条に規定する本部会費は、会員が支部に納入した翌月に本部に納付する。過年度収入についても同様に扱うこととする。

(支部規約の設定)

第19条 定款及びこの規則に定めるもののほか必要な事項は、支部総会又は理事会の議決を得て支部長が定める。

(会計年度)

第20条 支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成21年1月5日から適用する。
- 2 第4条の規定は、平成17年度未納会費から適用する。

第1号様式

社団法人北海道建築士事務所協会 入 会 申 込 書

社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

本協会の趣旨に賛同し、入会金、会費及び建築士法第23条による建築士事務所登録を証する書類の写しを添えて入会を申込みます。

平成 年 月 日

(ふりがな)			
事務所名称			
(ふりがな)			
代表者職氏名			印
事務所所在地	〒 TEL () FAX () E-mail :		
管理建築士	氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
構 成 員	1級 名	2級 名	木造 名

第2号様式



第3号様式



第4号様式

社団法人北海道建築士事務所協会 退 会 届

この度次の理由により退会いたしますので未納金及び会員章を添えて届出します。

退会理由

事務所所在地

名 称

代表者氏名

印

平成 年 月 日

社団法人北海道建築士事務所協会 会長 様

別表第1

入 会 金 ・ 会 費

区 分	金 額	本 部	支 部	摘 要	
入 会 金	10,000	—	10,000		
正 会 員	A	80,000	47,000	33,000	年度途中の入会者の会費は月割とする。 なお、本部会費については、入会した月の翌月から入会したものとみなす。
	B	60,000	35,200	24,800	
	C	40,000	23,500	16,500	
	D	30,000	17,600	12,400	
	E	25,000	14,600	10,400	
賛 助 会 員		—		各支部で決定	

ラ ン ク	区 分	摘 要
	一級建築士事務所	
A	構成員 一級建築士 5名以上	
B	〃 〃 3名及び4名	
C	〃 〃 1名及び2名	
	二級建築士事務所	
D	構成員 二級建築士 2名以上	
E	〃 〃 1名	
〃	木造建築士事務所	

別表第5

「管理建築士講習」受講した会員の会費

区 分	金 額	本 部	支 部	摘 要	
正 会 員	A	75,000	42,000	33,000	
	B	55,000	30,200	24,800	
	C	35,000	18,500	16,500	
	D	25,000	12,600	12,400	
	E	20,000	9,600	10,400	

備考 会員が、前年度に「管理建築士講習」を受講した場合において、当該年度に限り、この表を適用する。
なお、当該年度に新たに会員となった会員には、適用しない。

別表第2

委 員 会 業 務

委 員 会	業 務
総務委員会	1 協会事業の総合調整に関する事 2 会員の増強に関する事 3 定款、諸規程及び財務、会計に関する事 4 会議、行事等の企画運営に関する事 5 本部、支部の組織及び連絡調整に関する事 6 本部事務局の運営に関する事 7 会員の賞罰、慶弔に関する事（倫理委員会に属する事項を除く。） 8 会員の福利厚生に関する事 9 日事連及び北海道・東北ブロック協議会に関する事 10 官公庁、関係団体等で組織する委員会、協議会等の構成員に関する事 11 官公庁、関係団体等が組織する委員会、協議会等の委員等の推薦に関する事 12 他の委員会に属さない事項に関する事
業務・技術委員会	1 建築設計工事監理等の業務及び技術に関する事 2 建築士事務所の経営管理に関する事 3 建築士事務所の業務報酬に関する事 4 建築物の耐震診断等に関する事 5 建築設計競技に関する事 6 建築士事務所の登録業務等に関する事 7 建築基準法第12条に基づく定期報告業務に関する事 8 建築士法第23条の6に基づく設計等の業務報告に関する事 9 住宅金融支援機構適合証明技術者の登録等に関する事 10 災害時における技術的支援に関する事 11 建築士事務所賠償責任保険制度の推進に関する事 12 他の委員会に属さない業務・技術に関する事
広報委員会	1 会員等に対する広報に関する事 2 建築士事務所キャンペーンに関する事 3 会員名簿の調製及び会誌等の発刊に関する事 4 官公庁への建議等に関する事 5 内外の関係諸団体との交流に関する事
教育・情報委員会	1 会員等に対する教育、情報提供に関する事 2 会員の業務に関わる法令に関する事 3 管理建築士講習及び建築士定期講習に関する事 4 建築士事務所の開設者に対する業務運営に関する研修及び所属建築士に対する設計等の業務に関する研修等に関する事
指導委員会	1 建築士事務所の業務に関わる建築士事務所の開設者に対する指導、勧告等の業務に関する事 2 建築士事務所の業務に対する建築主等からの苦情の解決に関する事 3 消費者からの建築に関わる相談調査等に関する事 4 建築相談調査会の運営に関する事 5 消費者等関係団体との連携に関する事 6 係争に関わる鑑定に関する事
倫理委員会	1 会員の懲戒に関する事
IT委員会	1 IT化の方針及び調査研究に関する事

別表第3

各 委 員 会 の 構 成 委 員

地域名	地域内支部名	各委員会構成委員数
道 央	札幌、後志、小樽、空知	4名
道 南	函館、桧山、室蘭、苫小牧、日高	1名
道 北	旭川、名寄、留萌、宗谷	1名
道 東	十勝、釧路、根室	1名
オホーツク	網走、北見、紋別	1名

注) この表は、規則第8条各号の委員会ごと（原則として）に地域から選出する委員数である。

倫 理 委 員 会 構 成 委 員

構成委員は5名とし、会長が指名する副会長3名、当該地域の支部長1名、弁護士等の外部委員1名とする。

別表第4

支 部 名	総合振興局 及び振興局名	所 管 区 域		
		地 域 名	制 裁	市 町 村 名
札 幌	石狩振興局	石狩地域の全部	8	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
函 館	渡島総合振興局	渡島地域の全部	11	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
桧 山	檜山振興局	檜山地域の全部	7	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後 志	後志総合振興局	後志地域の一部	19	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
小 樽	後志総合振興局	後志地域の一部	1	小樽市
空 知	空知総合振興局	空知地域の全部	24	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、
旭 川	上川総合振興局	上川地域の一部	16	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町
名 寄	上川総合振興局	上川地域の一部	7	士別市、名寄市、幌加内町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
留 萌	留萌振興局	留萌地域の全部	8	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗 谷	宗谷総合振興局	宗谷地域の全部	10	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
網 走	ホッパ総合振興局	網走地域の一部	7	網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、大空町
北 見	ホッパ総合振興局	網走地域の一部	4	北見市、津別町、訓子府町、置戸町
紋 別	ホッパ総合振興局	網走地域の一部	7	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
室 蘭	胆振総合振興局	胆振地域の一部	6	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧	胆振総合振興局	胆振地域の一部	5	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日 高	日高振興局	日高地域の全部	7	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
十 勝	十勝総合振興局	十勝地域の全部	19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧 路	釧路総合振興局	釧路地域の全部	8	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根 室	根室振興局	根室地域の全部	5	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
19支部			179	

社団法人北海道建築士事務所協会 倫理規程

平成13年 3月 9日
改正 平成16年 3月12日
" 平成20年 3月13日
" 平成20年12月12日

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）の正会員が保持すべき倫理を定めるものである。

(会員の使命)

第2条 正会員は、建築士事務所憲章に基づき建築士事務所として行う業務を通じて建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与するとともに、その使命にふさわしい倫理を自覚し、その倫理を遵守して自らの行動を規律する社会的責任を負わなければならない。

(建築法令等の遵守)

第3条 正会員は、建築基準法、建築士法、建築関係法令及び本会の定款、規則等諸規程を遵守しなければならない。

(業務の誠実な遂行)

第4条 正会員は、依頼者の要請が公共又は利用者の利益に反しないよう誠実に業務を遂行しなければならない。

(違法行為の拒否)

第5条 正会員は、法令違反にあたる行為をしてはならない。これは依頼者の要請があった場合においても同様とする。

(秘密の保持)

第6条 正会員は、依頼者について業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。

(自己の研鑽)

第7条 正会員は、常に高潔な品性を保持し、自己の研鑽に努め、公益の立場に立って最善を尽くさなければならない。

(不正行為等による業務受託の禁止)

第8条 正会員は、不正な行為、信頼を損なう方法又は誇大な宣伝によって業務を受託してはならない。

(適正な報酬)

第9条 正会員は、委託された業務内容に責任を持ち、適正・妥当な報酬について依頼者に正しい理解と評価を得るよう努めなければならない。

(利益供与の禁止)

第10条 正会員は、業務に関連する工事施工者等から贈与又は無償の援助を受けてはならない。

(懲戒規程との関係)

第11条 この規程に反した正会員は、別に定める懲戒規程の対象となる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

社団法人 北海道建築士事務所協会正会員懲戒規程

平成13年 3月 9日
改正 平成16年 3月12日
" 平成20年 3月13日

(懲戒事由及び懲戒権者)

- 第1条 (1) 正会員は、次の事項に該当する行為があったときは懲戒の対象とする。
ア 建築士法、建築基準法等関係法令に違反し、行政上の処分を受けたとき
イ 社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）の定款若しくは倫理規程に違反したとき
ウ 本会の秩序又は信用を害し、その他品位を失う行為があったとき
(2) 懲戒は、本会の理事会の議決に基づいて行う。ただし、懲戒の種類のうち除名については、本会の定款第8条により、総会の議決に基づくものとする。

(懲戒の種類)

- 第2条 懲戒は、次の3種とする。
(1) 戒告 (2) 退会勧告 (3) 除名

(懲戒の調査及び通知)

- 第3条 (1) 本会は、正会員が行った行為に、懲戒の事由があると思料するときは、会長が倫理委員会にその調査をさせなければならない。
(2) 倫理委員会は、調査を求められたときは、速やかに調査を受ける正会員にその旨を通知しなければならない。
(3) 調査を受ける正会員は、出席を求められた調査期日に指定された場所に出向き、意見を述べることができる。
(4) 倫理委員会は、調査に関し必要があるときは、当事者、関係人に対して、陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。
(5) 倫理委員会は、前(3)・(4)項による調査の結果に関する報告書を速やかに本会に提出する。この場合、懲戒処分が妥当と思料したときは、その懲戒の種類を記するものとする。
(6) 理事会は、倫理委員会が行った調査結果報告について審議し、速やかにその結果を書面により調査を受けた正会員に通知しなければならない。

(懲戒に対する異議申立)

- 第4条 (1) 懲戒を受けた正会員が、その内容について異議があるときは、前条(6)項による通知を受けた日より30日以内に書面により異議申立をすることができる。
(2) 前項の異議申立があったとき、理事会において相当の理由があると認めた場合は、前条の規定を適用して再調査をしなければならない。

(秘密の保持)

- 第5条 倫理委員会の委員、本会の役員及び職員は、調査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

社団法人 北海道建築士事務所協会褒賞規程

平成15年 3月13日
改正 平成16年 3月12日
" 平成20年 3月13日

(目的)

第1条 定款第3条第10号の規定に基づき、社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）の発展に特に功績・功労のあった者及び団体に対する褒賞及び表彰（感謝状を含む。以下「褒賞等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(褒賞等の種類)

第2条 この規程に定める褒賞等は、次のとおりとする。

- ① 国が授与する叙勲・褒賞
- ② 国土交通大臣が授与する建設事業関係功労者等表彰
- ③ 北海道が授与する北海道社会貢献賞
- ④ 社団法人日本建築士事務所協会連合会（以下「日事連」という。）が授与する功労者・団体表彰
- ⑤ その他、関係団体等が授与する表彰
- ⑥ 本会が授与する永年勤続等表彰

(褒賞等候補者の選考基準)

第3条 褒賞等候補者の選考基準は、前条第1号から第5号までにあつては、当該授与者が定める基準とする。

ただし、第4号に定める日事連表彰のうち、日事連、単位会の運営に関して著しい功績・功労のあった者については、原則として年齢60歳以上で本部理事10年以上在任した者を候補者の対象とする。

2 前条第6号に定める本会が授与する永年勤続等表彰の候補者選考基準は、次の各号による。ただし、建築士法並びに本会定款及び規則に違反する行為のあった者及び団体には適用しない。

- ① 本会定款第12条に定める本部役員及び本会規則第14条に定める支部役員として、通算20年以上その職にあった者
- ② 支部の運営及び事業等に関し顕著な功績を挙げ、本会の発展に寄与した支部
- ③ その他、特に本会の発展に功績顕著と認められる個人及び団体

(褒賞等候補者の選考)

第4条 翌年度の褒賞等候補者選考は、前条各項に定める選考基準に該当する者及び団体から、会長又は支部長の推薦により総務委員会に諮り、毎年12月、理事会で決定する。

2 臨時的又は緊急的事由などにより、前項による選考が困難な場合にあつては、総務委員長と協議し、会長が褒賞等候補者を決定することができる。

3 前項の規定により褒賞等候補者を決定したとき、会長は、直近の理事会において決定までの経過等を報告しなければならない。

(褒賞等の時期及び方法)

第5条 第2条第1号から第5号までに定める褒賞等にあつては、授与者が定める時期及び方法とする。

2 第2条第6号に定める本会が授与する永年勤続等表彰は、毎年3月の通常総会において行う。ただし、必要に応じ創立記念事業式典において行うことができる。

3 前項の表彰は、賞状に記念品を添えて行う。

4 第2項に定める表彰において、被表彰者が死亡したときは、遺族に贈る。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の承認を得て改廃する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年3月13日から施行する。
- 2 会員の表彰規程（平成4年4月1日）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

日事連功労者表彰候補者（第2条第4号）の推薦の考え方について（試案、19.5.10）

・表彰基準～年齢60歳以上、本部理事10年以上、日事連表彰以上受賞者以外

- 1 退会した者は、除く。
- 2 事務所を退職した者は、除く。
- 3 現役員は、除く。

社団法人 北海道建築士事務所協会正会員慶弔規程

昭和59年11月 1日
改正 平成16年 3月12日
" 平成20年 3月13日

正会員の慶事及び弔事にかかる贈呈金額基準を次のとおり定める。

慶 事

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 叙 勲 受 章 | 50,000円 |
| 2 | 褒 賞 受 章 | 50,000円 |
| 3 | 大 臣 表 彰 | 30,000円 |

弔 事

- | | | |
|---|-----------------------|-----------------|
| 1 | 正 会 員 死 亡 | 香料10,000円、供花、弔電 |
| 2 | 正会員配偶者死亡 | 弔電 |
| 3 | 正会員の両親死亡（同居又はこれに準ずる者） | 弔電 |

慶事及び弔事について、特別の事情があると認めるときは、会長が別に定める。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。